

仕事と家庭の両立支援等に取り組む

両立支援等助成金 出生時両立支援コース

(子育てパパ支援助成金)

第1種

男性が育児休業等を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、**連続5日以上**の育児休業を取得させた事業主に対して支給される助成金です

【支給額】

育児休業取得：**20万円**（1事業主当たり1回限り）

代替要員加算

（男性労働者の育児休業期間中に代替要員を新規雇用した場合）

：**20万円**（3人以上確保した場合**45万円**）

育児休業に関する情報公表加算

（育児休業の取得状況を「両立支援のひろば」サイト上で公表した場合）

：**2万円**

【支給要件】

- 中小企業であること
- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置(※1)を複数行っていること
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制が整備されていること
- 男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始する**連続5日以上**の育児休業を取得すること（所定労働日が4日以上含まれていること）

<代替要員加算>

- 男性労働者の育児休業期間中に代替要員（派遣を含む）を新たに雇用すること
- 育児休業取得者の**業務を代替**するものであること
- 育児休業取得者と、原則同じ事業所・同じ部署で勤務していること

(※1)雇用環境整備の措置について

取り組みの例)

- ・男性労働者に対する育児休業制度の利用促進のための資料等の周知
- ・男性の育休取得についての管理職向けの研修の実施
- ・男性労働者の育休取得について、企業トップからの社内への呼びかけや、「イクメン企業宣言」「イクボス宣言」など



第2種

第1種の支給を受け、男性労働者の育児休業取得率(※2)が
3年以内に30%以上上昇した、もしくは
2年連続で70%以上をキープした事業主に対して
支給される助成金です

【支給額】

育児休業取得率の30%以上上昇したのが

1事業年度以内：60万円

2事業年度以内：40万円

3事業年度以内：20万円

または

1・2年目に70%以上キープ：40万円

2・3年目に70%以上キープ：20万円

【支給要件】

- 中小企業であること
- 第1種の助成金を受給していること
- 育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること
- 育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること
- 第1種の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率が**30%以上**上昇していること
もしくは、
第1種の申請年度に子が出生した男性労働者が**5人未満**かつ育児休業取得率が70%以上の場合、その後の3事業年度の中で**2年連続70%以上**となること
- 育児休業を取得した男性労働者が、第1種申請の対象となる労働者の他に**2名以上**いること

(※2)男性労働者の育児休業取得率について

雇用保険の被保険者として雇用する男性労働者で、
ある事業年度において**配偶者が出産した者**の数に対する
当該事業年度における**育児休業取得者数**の割合をいいます。

例) ある事業年度 : 配偶者が出産した男性労働者5人、育休取得者2人
→ **40%**
3事業年度以内 : 配偶者が出産した男性労働者3人、育休取得者3人
→ **100%**

⇒ **30%以上上昇している**ので第2種の申請が可能。

※実際に適用される法令や制度については、改正・変更される場合があります。

 **フクシマ社会保険労務士法人**

〒730-0805

広島県広島市中区十日市町1-1-9相生通り鷹匠ビル2F

[TEL]082-293-8102 / [E-mail]info@jinji-fuku.jp